

2008年税制はこうなる

昨年12月に2008(平成20)年度税制改正大綱が政府・与党より発表されました。ご承知のように現在衆議院・参議院が与野党逆転というねじれ国会において、改正の動向は不透明ですが、一応参考までに主なものを以下に掲げてみました。

1. 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設

一定の中小企業の代表者であった被相続人(親族等と合わせて過半数の株式等を所有し、かつ、その親族内で筆頭株主であった場合)から、一定の相続人である後継者が相続等によりその会社の株式等を取得した場合で、一定の場合には課税価額の80%に対応する相続税額を納税猶予する。

- (1) これはあくまで納税を免除するのではなく、猶予するのであって、その後継者が相続税の法定申告期限から5年以内に代表者から外れることや雇用の80%を維持できなくなったなどの場合には猶予税額の全額を、又、その期間経過後に株式等を譲渡した場合はその譲渡した株数に応じた猶予税額を利子と併せて納付しなければなりません。
- (2) 後継者が死亡の時まで納税猶予の対象株式等を保有し続けた場合など一定の場合には、猶予税額を免除します。
- (3) 本制度は2009年度改正で創設し、事業継続円滑化法(仮称)の施行の日(2008年10月予定)以降の相続に遡って適用します。相続税制につき抜本的な見直しも合わせて行われるようです。

2. 設備投資関係

- (1) 中小企業が1件30万円未満(年間300万円限度)の減価償却資産を取得した場合の即時償却の適用期限を2年間延長し、2010年3月取得分までとする。
- (2) 中小企業の機械・IT・一定のソフトウェア等への投資に対する30%の特別償却又は7%の税額控除制度(中小企業投資促進税制)を2年間延長し、2010年3月事業供用分までとする。
- (3) 情報セキュリティ強化のための投資に対する50%特別償却又は10%税額控除制度(情報基盤強化税制)につき、中小企業の適用については取得価額の合計額の最低限度を引下げ(300万円以上→70万円以上)等の措置を講じて2年間延長し、2010年3月事業供用分までとする。
- (4) 研究開発税制につき、従来の総額型に、増加型と新たに高水準型として売上高の10%を超える試験研究費に係る税額控除のいずれか選択適用したものを加え、法人税額の30%の控除限度に拡充する。2008年4月～2010年3月の間に開始する事業年度から適用する。

3. 人材投資促進税制の拡充

中小企業の従業員の教育訓練費につき、従来の増加型を改め、教育訓練費の割合が労働費用の総額の0.15%以上の場合には、教育訓練費の総額に対して8～12%の税額控除を適用する。

4. 住宅・土地税制

- (1) 土地の売買等に係る登録免許税の特例措置につき、次の通り段階的に引き上げる。

～2009年3月31日	2009年4月1日～	2010年4月1日～
10/1,000	13/1,000	15/1,000

- (2) 住宅について、一定の「省エネ」改修工事をローンを組んで行った場合、年末のローン残高(1,000万円限度)の一定の割合を最長5年間にわたり、所得税額から控除する。2008年4月～2008年12月の間に居住した場合に適用する。

5. 証券税制

上場株式の譲渡益及び配当金についての10%軽減税率について、2009年1月以降は原則20%とし、2009年1月～2010年12月の譲渡益は500万円、配当金は100万円を限度に10%とする。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

